

横財財 第144号
令和3年(2021年)2月24日

横須賀市議会議長
板橋 衛 様

横須賀市長 上地 克明

新型コロナウイルス感染症対策に関する提言について

令和2年(2020年)11月18日付、新型コロナウイルス感染症対策に関する提言について、別紙のとおり回答いたします。

事務担当 財務部財務課 046-822-9484 (直通)

No	提言事項	対象部局等	回答
1	<p>【市民への適切な情報提供について】</p> <p>即時性が求められる情報を多くの市民に届けるには、電子媒体を活用することが適切である。配信を開始した市公式LINEの活用も含め、必要な人に必要な情報を届ける適切なサービスを提供するよう努めていただきたい。</p>	市長室	<p>即時性が求められる情報を多くの市民に届けることについては、これまでも常に意識し、わかりやすさに留意しながら、迅速に対応してまいりましたが、改めて徹底してまいります。</p> <p>市ホームページの専用サイト等において、さまざまな情報を整理して掲載するほか、市公式LINEやツイッターによる発信、YouTubeによる動画配信など、それぞれの電子媒体の特性を活かした情報発信を行ってまいります。</p> <p>また、テレビやラジオ放送により、情報を入手することも可能ですが、こうした手段を知らない方も多いと思いますので、周知を徹底することで、インターネット環境を持たない方も含め、必要な方が必要な情報を入手できるよう努めてまいります。</p>
2	<p>【交代制勤務実施に伴う各所属の対応及び在宅勤務に係る業務課題について】</p> <p>自宅において、庁内のネットワークにアクセスできる環境を整備する必要があることから、令和2年度中にテレワーク端末を約300台調達する補正予算を議決した。今後、テレワーク端末を活用し、在宅勤務で実施する業務の幅を広げていく際には、業務実績の確認方法を整理し、個人情報や機密情報を扱うことを想定の上、在宅勤務を前提とした情報セキュリティの考え方を改めて整理していただきたい。</p> <p>また、本格運用を検討しているLoGoチャット等のツールを適切に用いて在宅勤務時におけるコミュニケーションの手段を確保していただきたい。</p> <p>加えて、全庁的な出勤抑制を行う必要が生じた場合は、勤務場所の分散や土日を含めた交代制勤務など、在宅勤務以外の取り組みをあわせて検討していただきたい。</p>	総務部（経営企画部）	<p>（テレワーク端末活用における業務実績と情報セキュリティの考え方）</p> <p>まず、テレワーク端末を活用した場合の業務実績の確認方法については、在宅勤務を実施後にグループウェア等を活用して業務内容を報告し、必要に応じて成果物を提示するなどして所属長が確認を行っています。</p> <p>また、個人情報等の取り扱いを必要最低限にし、パスワードの管理の徹底や端末の操作画面を他者に見られない環境の確保などを継続して職員へ周知し、在宅勤務時における個人情報の漏えい防止に取り組んでまいります。</p> <p>なお、テレワーク端末では、住民票や税情報などを扱うことはできず、また、端末自体にデータを保存しない仕組みや、専用回線により庁内ネットワークに限定して接続するなど、安全性を考慮した端末になっています。</p> <p>（在宅勤務時におけるコミュニケーション手段の確保）</p> <p>次に、在宅勤務時のコミュニケーションの手段の確保については、LoGoチャットを引き続き活用できるよう、令和3年4月より本格導入していきたいと考えています。</p> <p>（出勤抑制のための在宅勤務以外の取り組み）</p> <p>現在の緊急事態宣言下では、人と人との接触機会の抑制のため、在宅勤務のほか交代制勤務や分散勤務等を活用し、市民サービスへの影響がでないことを前提に、出勤する職員数を20%削減する目標値を設定しました。</p> <p>引き続き、時差出勤、20時以降の時間外勤務の抑制、基本的な感染予防対策の周知徹底など様々な取り組みを行い、職員の感染拡大防止に努めてまいります。</p>
3	<p>【各種申請の簡素化等について】</p> <p>必要とする人の誰もがスムーズに申請できるよう、申請様式や説明の簡素化、不要な項目の削除、押印の廃止、電子申請の可能性について、検討していただきたい。</p> <p>なお、電子申請については、スマートフォン等の一般に普及しているデバイスによる申請を念頭に置いたシステムを検討していただきたい。</p> <p>また、検証における調査結果を踏まえた改善すべき点について、国等へ機を見て申し入れていただきたい。</p>	総務部（経営企画部）	<p>各種申請の簡素化等については、検証の際に行った全庁照会の結果、様々な課題があることが分りました。検証の結果については全庁で共有し、各課でできることから改善するよう方向性を示しました。今後は、書面、押印、対面の見直しや、各課題に対して、ポイントを絞った対応策を検討し、総務部が主体となり全庁に示していきたいと考えています。</p> <p>なお、令和2年6月から運用を開始した電子申請システムでは、スマートフォン、タブレット、パソコン、いずれのデバイスからも利用可能です。</p> <p>また、国の施策に基づく申請も多いため、機を見て要望等を行っていきます。</p>
4	<p>【感染拡大予防物資の各施設への効果的な配付について】</p> <p>各施設に対して物資の不足数（ニーズ）を把握するための照会については、重要・緊急であることが分かるようにメールの件名等を工夫し、ファクスとの併用をはじめ、的確に伝わる手法を検討していただきたい。</p> <p>物資の引き渡し方法については、配布すべき物資の量や内容、そして、感染防護の観点も踏まえ、より迅速・安全・効率的な方法を検討していただきたい。</p> <p>また、今後の感染拡大に備えて、今回の経験を踏まえ、事前に配布計画を検討していただきたい。</p>	福祉部、こども育成部、こども家庭支援センター	<p>（ニーズの照会）</p> <p>照会にあたっては、メールの件名に「横須賀市からのお知らせ」や「重要」など、目印となる表記を加えることで、市からのメールであることを認識していただくとともに、メールを積極的に開封してもらえるような工夫をしていきます。また、情報伝達の即時性が強く要請されるような案件については、ファクスの活用も検討していきます。</p>
		健康部	<p>（物資の引き渡し方法）</p> <p>物資の引き渡しについては、施設へ直接届ける方法、市役所に受け取りに来てもらう方法、郵便や宅配便により送付する方法など、これまでもさまざまな方法により実施してきました。それぞれに一長一短があるため、配布する物資の種類、対象施設の数、緊急性などに応じて最適な方法を選択することにより、迅速かつ効率的に物資を引き渡せるよう努めてまいります。</p> <p>（配付計画）</p> <p>国や県から供給される物資の種類や数量が一定ではなく、供給される時期も不定期であるため、事前に配付計画を立てることが難しい状況ではありますが、これまでの配付の経験を生かして、できる限り効果的な計画を策定するよう検討を続けてまいります。</p> <p>市へ寄附していただいた物資については、医師会、歯科医師会、薬剤師会、病院等へ電話で不足数等を照会し、配布しました。また、引き渡し方法については、配布先や物資の量などにより、職員による直接配送、または、宅配便を利用しました。今後も迅速に的確に配布するため、原則として、電話照会、直接配布で対応したいと考えています。</p> <p>また、配布計画については、物資の不足状況の見込みが立て難いこともあり、有効な計画立案が可能か検討してまいります。</p>
5	<p>【生活困窮支援について】</p> <p>感染症対策による経営環境及び職場環境の激変で、生活に不安のある市民が今後増えていくことが考えられる。相談体制をより強化していただきたい。</p> <p>また、横須賀市社会福祉協議会と適切に情報共有を行い、連携強化するよう努めていただきたい。</p>	福祉部	<p>既に、令和2年6月臨時議会で、住居確保給付金受付体制や生活困窮者相談体制の強化の補正予算をご議決いただき、増加する相談に対応しているところです。今後はさらに、生活困窮者相談支援の中で、各家庭の家計改善相談を行い自立に向けた支援につなぐよう、次回の定例議会に所要の経費を補正予算案として提案する予定です。</p> <p>また、市社会福祉協議会とは情報共有など連携・協力しながら業務を進めているところですが、今後も緊密に連携を保ち、相談者の立場に立った支援を行っていくとともに、今後状況が変化した際にも迅速に対応できるよう努めます。</p>
6	<p>【医療機関におけるマスク・防護服等の提供状況について】</p> <p>G-MIS（ジーミス）の普及により、国による一元管理と物資の提供体制は整った一方で、在庫数は十分とは言えない。各病院が独自の工夫をし、対応している部分について市の支援を検討していただきたい。</p>	健康部	<p>令和2年3月頃からマスク等の物資不足が顕著となり、国はG-MISを活用して病院等におけるマスク等の在庫状況を把握するとともに、メーカーや海外から直接調達し県を通じて各病院等に配布を行いました。</p> <p>しかし、G-MISで報告される在庫数については、マスクの使用頻度と使用状況によって各病院で事情が大いに異なることがわかりました。G-MISによる体制は現在も継続している中で、市としては、引き続き病院の調達担当と連絡を取り合いながら、各病院の実情や困り事を把握し、必要に応じて国や県へ要望を伝えていきたいと考えます。</p>
7	<p>【市立2病院と横須賀共済病院について】</p> <p>市民の受療行動の変化に伴う患者減少等により、コロナ感染症が病院運営に与えている影響は大きい。経済的支援については、国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金が創設されたが、国等の動向を引き続き注視するとともに、感染拡大の状況に応じた支援を国等へ働きかけられたい。</p> <p>また、今後も長期にわたる対応が予想されることから、病院職員の負担感に対して継続して配慮していただきたい。</p>	健康部	<p>経済的支援については、令和3年度以降も適切な支援が受けられるよう引き続き国等の動向を注視してまいります。</p> <p>病院職員の負担感が日々増加していることについては非常に憂慮しており、昨年末には市長が市立2病院と横須賀共済病院に慰問に伺ったところです。</p> <p>また、新型コロナ患者等の対応を行う医療従事者を支援するための補助金を国が新たに用意しており、これを活用して職員手当を支給しています。</p>
8	<p>【保健所等の対応状況について】</p> <p>感染拡大に伴い庁内で保健所業務の応援体制を組んだが、コロナ感染症は未知の部分が多く、先の見えない状況に保健師等の疲労が蓄積されている状況であるとの報告があった。コロナ感染症対策については早めの判断が必要となることから、今後は庁内での連携を深めるとともに、全庁的な人員体制や対応マニュアル等を整備していただきたい。</p> <p>また、職員心のケア対策についてもあわせて取り組んでいただきたい。</p>	健康部（総務部）	<p>感染拡大に伴い、保健所業務が増大していることから、派遣事業者の看護師・保健師等のスタッフを配置したり、庁内他部局職員を保健所併任として応援体制を組んだりして対応しています。また、時間外での対応が必要な業務については、時差出勤を活用して、職員の負担軽減に努めています。</p> <p>令和3年1月から、他部局からの併任職員をさらに増やし、対応マニュアル等を整備の上、全庁的な人員体制を強化して対応しているところです。</p> <p>職員心のケアについては、職員間の声掛け、コミュニケーションを大切にしながら、必要に応じて面談を行うなど、引き続き配慮してまいります。</p>

No	提言事項	対象部局等	回答
9	<p>【乳幼児健診及び小児の定期予防接種の適切な提供について】</p> <p>乳幼児健診については、感染症拡大の状況に応じて協力医療機関での個別検診の導入も検討していただきたい。</p> <p>また、定期予防接種のうち、現在集団接種を行っているものについては、将来的に個別接種への移行も検討していただきたい。</p>	こども育成部（健康部）	<p>感染予防策を講じ、集団健診の継続を基本としながらも、感染症拡大により集団健診を再度、延期せざるを得ない状況も想定されます。長期にわたり健診を延期することは、子どもの発育、発達チェックが滞ることとなります。そういった状況に備え、時限的に、協力医療機関における個別健診を導入できないか検討していきます。</p> <p>また、現在、集団接種ではBCGのみ実施していますが、令和3年5月から個別接種へ移行いたします。</p>
10	<p>【幼稚園・保育園・認定こども園等の運営について】</p> <p>同感染症を想定した「新しい生活様式」に基づく保育のあり方等に対応したガイドラインを作成していただきたい。</p> <p>また、情報伝達において、国、県や市の通知を迅速に各施設に送付するだけでなく、国・県の通知については、送付内容に応じてポイントとなる部分の注釈を付ける等、わかりやすい形で情報を伝達し、施設の判断の助けとなるように対応していただきたい。</p> <p>加えて、感染拡大防止のために追加発生した業務に対応するための保育支援員の配置経費にかかる補正予算を議決したところではあるが、今後も、国・県の動きを注視しながら、各施設の負担の現状を踏まえ財政的な支援の必要性を検討していただきたい。</p>	こども育成部	<p>（ガイドラインの作成について）</p> <p>9月8日に開催された新型コロナウイルス感染症対策検討協議会において、幼稚園・保育園・認定こども園の運営上の課題についての検証結果をご報告しましたが、認可外保育施設にも同様の調査を実施したところ、概ね共通の運営上の課題が見受けられました。（別紙「検証項目 認可外保育施設の運営上の課題について」をご参照ください）</p> <p>感染症の発生が収まらない中、感染症が発生した場合の施設や保護者等の不安を軽減するため、当面の取り組みとして、「保育所等において子ども・保育士等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応について（ガイドライン）」を作成し、保育所等に送付しました。</p> <p>今後、感染防止対策などの内容を加え、ガイドラインを改訂していく予定です。</p> <p>（情報伝達について）</p> <p>情報伝達にあたっては、引き続き、迅速な送付を心掛けることのみならず、重要事項や概要についてメール本文に記載し、わかりやすい情報伝達について努めていきます。</p> <p>（財政的な支援について）</p> <p>財政的な支援につきましても、引き続き、保育所等と連絡を密にし、必要な支援のニーズを把握したうえで、必要性を検討していきます。</p>
11	<p>【保育施設の登園者の決定方式について】</p> <p>現状では、登園自粛要請の方式が、感染拡大リスクを減らしつつ市民への影響も少ない、最もバランスの良い方法であると考えられる。ただし、登園自粛要請に応じてくれる方が少なく感染予防の効果が期待できない場合や、感染リスクが非常に高い状況になった際には、市による登園許可制等をとることも検討していただきたい。</p>	こども育成部	<p>登園者の決定方式については、原則、登園自粛要請の方式とし、登園自粛要請に応じてくれる方が少なく感染予防の効果が期待できない場合や、感染リスクが非常に高い状況になった際には、市による登園許可制等をとることも検討します。</p>
12	<p>【休校期間や分散登校実施中の学童クラブの運営について】</p> <p>小学校の体育館及びその他の施設について、学童クラブからの開放要請があった場合は柔軟に対応していただきたい。</p> <p>また、各学校が保護者に情報伝達するタイミングに合わせて、こども育成部から各学童クラブに連絡する体制を早急に構築していただきたい。</p> <p>加えて、3密状態を避けにくい学童クラブの状況を踏まえ、学童クラブ職員全員の感染防止に対する意識を高めるための取り組みを実施していただきたい。</p>	こども育成部	<p>（学童クラブからの小学校施設開放要請に対する対応について）</p> <p>緊急事態宣言等による一斉臨時休校が再度行われた場合、小学校内の放課後児童クラブに対しては、これまでと同様、学校長の判断により柔軟に学校施設の開放を行うことになると考えています。</p> <p>また、小学校外の放課後児童クラブから学校施設利用の要請があった場合には、速やかに教育委員会と協議し、利用できるようにしてまいります。</p> <p>（連絡体制の構築について）</p> <p>小学校の臨時休校等を行う場合には、教育委員会とこども育成部で情報を共有し、小学校が保護者に情報を伝えるタイミングに合わせて、こども育成部から放課後児童クラブに連絡する体制を整えています。</p> <p>（感染防止に対する意識を高めるための取り組みについて）</p> <p>放課後児童支援員等の感染防止に対する意識を高めるため、昨年度に引き続き、専門の講師を招いて感染症対策についての研修を実施しました。今後も、必要に応じて実施してまいりたいと考えています。</p>
13	<p>【児童虐待・コロナ禍における児童相談とDV相談について】</p> <p>今後の感染拡大時等においても、児童虐待・DVに関する相談や支援では、可能な限り感染防止対策を徹底し、相談者と職員の利便性と安全を確保した上で、面接を基本とした相談支援体制の継続を図り、相談者等の個別の状況に柔軟に対応していただきたい。</p> <p>また、再び一斉休校が決定した場合には、休校前に児童相談所虐待対応ダイヤルのカードを配布するなど、相談窓口の周知を漏れなく行っていただきたい。</p>	こども家庭支援センター	<p>児童虐待相談に関して、児童相談課では児童福祉司や児童心理司などの職員が、感染防止対策を徹底した上で面接相談を継続して行っています。同様に、DV相談に関して、女性相談員が、感染防止対策を徹底した上で面接や手続きの同行等の必要な支援を継続して行っています。</p> <p>そのほかにも子育てホットライン（24時間受付）や児童相談所虐待対応ダイヤル（189）、LINE相談など、コロナ禍であっても切実な悩みを抱えた方、支援が必要な方に寄り添いつつ、相談業務を継続してまいります。</p> <p>また、教育委員会を通じて各学校の児童生徒に対しては、児童相談所等の相談連絡先が記された「相談窓口紹介カード」や「かながわ子ども家庭110番相談LINE」カード等を平常時より配布しており、今後も一斉休校の際を含め、児童虐待等の相談窓口の漏れのない周知を行ってまいります。</p>
14	<p>【中小企業等への支援について】</p> <p>横須賀商工会議所の要望などから、国や他自治体に先駆けて、事業者の固定費負担を低減する支援が行われたことは評価できる。今後も引き続き市内事業者に対して切れ目のない支援を行っていただきたい。</p> <p>また、職員が書類審査に携わることで得た、確定申告書・賃貸契約書等の関連書類を読み解くスキルや、直接、中小事業者の声を聴く機会を得た様々な知識を、今後の相談対応や啓発等に活かしていくよう努められたい。</p>	経済部	<p>新型コロナウイルスの感染拡大第三波に対応するため、中小企業等家賃支援臨時給付金を創設しました。</p> <p>中小企業等家賃支援補助金の経験を活かし、さらに提出書類の簡素化、審査及び支払いの迅速化を図っております。</p> <p>今後も、経済情勢を踏まえた迅速な対応に努めてまいります。</p>
15	<p>【学びの遅れについて】</p> <p>最終学年に履修できない単元等があった場合、学習不足を補うために小・中学校間や中学・高校間の連携を行うとともに、それ以外の学年においても、次学年への引継ぎやカリキュラムの組み直しなどしっかりと対応していただきたい。</p> <p>また、保護者に対しても、学校だよりやホームページ等で対応について周知するとともに、学期末の面談で進捗等を説明していただきたい。</p>	教育委員会	<p>小学校6学年において履修できない単元等については、小学校から未履修の範囲を進学する中学校に伝え、中学校の授業で補います。中学校3学年については、すでに令和2年度の履修は終了しています。その他の学年については、次学年への引き継ぎにつとめます。</p> <p>保護者に対しては、学びの遅れが生じた場合に、学校だよりや学校ホームページ等で対応について周知を図り、学期末の面談等で進捗の説明をしてまいります。</p>
16	<p>【学校からの各家庭への情報提供について】</p> <p>各家庭へのメール配信及びメール未登録家庭への電話対応については、体系が確立され有効に機能していると認められるため、引き続き実施していただきたい。</p> <p>また、重要事項については、文書配付、メール配信、電話連絡等の複数の連絡手段を用いるなど、確実に保護者へ情報が届く連絡体系を構築していただきたい。</p> <p>加えて、学校ホームページの更新格差が生じないよう、簡易なホームページ作成・更新ツールの導入や教職員への研修を検討していただきたい。</p>	教育委員会	<p>重要事項の連絡については、文書配布やメール配信の他に、学校ホームページに掲載をし、保護者がいつでも確認できるようにしてまいります。</p> <p>学校ホームページの更新については、すでに簡易な更新作業が可能な学校ブログを導入しているため、この活用を推進することで新しい情報を提供できるようにしていきます。</p>

No	提言事項	対象部局等	回答
17	<p>【休校期間中等における児童生徒の学習について】</p> <p>休校期間や分散登校実施中等における児童生徒の「学びの保障」のため、現在計画中のオンデマンド配信による授業の体制整備とあわせ、双方向型のオンライン授業や教科書・課題等のペーパーレス化を含めた様々な手法を検討していただきたい。</p> <p>また、将来的には、家庭学習においても児童生徒1人1人が端末を効果的に活用できる環境の実現を目指していただきたい。</p> <p>なお、休校中の児童生徒が抱える不安等に配慮し、養護教諭やスクールソーシャルワーカー等と連携し、児童生徒の気持ちに寄り添う対応に引き続き努めていただきたい。</p>	教育委員会	<p>今後、臨時休校や分散登校が生じた際の学びの保障については、オンライン授業に活用できる学習動画の作成等を進めてまいります。</p> <p>児童生徒1人1台端末については、今後、導入にあたり、どのような活用ができるか検証し、学校での活用を進める中で、将来的に家庭学習でも活用することができるかを検討してまいります。</p>

◎検証項目 認可外保育施設の運営上の課題について

1 検証の目的

登園自粛により生じた運営上の課題を把握するために、認可外保育施設に実施した調査結果から、今後想定される感染拡大の第2波、第3波、また同様の感染症が発生した際に備えて、有効な対策を講じることを目的とします。

2 検証にあたっての調査方法

(1) 検証項目

- ①認可外保育施設の運営上の課題
- ②認可外保育施設の登園状況

(2) 調査方法

①調査方法

認可外保育施設（全43施設）を対象に調査票の配布・提出により実施し、21施設から回答を得ました。（回答率：48.8%）

②調査期間

令和2年9月15日（火）～10月1日（木）

(3) 調査内容

- ①市から認可外保育施設に対して登園自粛をお願いしてはいません（教育・保育施設に対する市からの登園自粛要請の通知を参考送付したのみ）が、市から教育・保育施設に登園自粛をお願いした概ね4月上旬から6月末までの期間（4月8日から6月30日まで）に、認可外保育施設の運営を行う上で生じた課題について、園児・保護者・職員・運営全般・その他の項目別に調査しました。
- ②緊急事態宣言が発令された4月7日から9月1日までの概ね月初めの火曜日を調査対象日（月に1日分の調査）として、登園した児童数について調査を行いました。

3 項目別検証結果

(1) 認可外保育施設の運営上の課題

主な課題や意見は以下のとおりです。

園児に関すること
登園自粛後、食事に関して野菜が食べられるようになっていたのに偏食が後戻りしてしまったり、トイレトレーニングが進んでいたのに戻ってしまう子が見られた。
接近・接触を避けることが難しい。(子どもが) マスクを使うことができない。食事の際、会話をしないでもらうことが難しい。
人数が少ないので、不安そうだった。友達と遊べないことが残念そうだった。外遊びがなかなかできなかった。行事を大幅に縮小してしまい、可哀そうだった。
スタッフ(保育士)がマスクをしていることで、不安になっていないかと思う。
狭い空間で長時間過ごすため、ストレスを抱えている様子があった。

保護者に関すること
保護者の感染対策の意識や緊張感に温度差がある。
家庭で保育ができる大人の方がいる場合、登園を控えていただく旨をお願いしたところ、どの家庭も協力してくれた。
仕事が休みで在宅であっても、子どもを登園させる家庭があった。仕事の都合優先で、登園自粛の意味を理解してもらえない家庭があった。
コロナウィルスへの恐怖心が感じられなかった。受け入れや引き渡しの際にマスク着用の協力をお願いしたが、なかなか協力を得られず苦労した。
事業所内保育であるため、保護者が出勤しなければならない場合には、登園自粛を行うことが難しいと感じた。結果的には、在宅勤務となったため、登園自粛の願いができた。
希望する家庭には、家庭訪問に行き(マスク着用、距離を保って)、子どもたちが元気に過ごしているか確認し、保護者の不安を聞いたりした。
職場の方針が影響し、保護者の勤務状況によっては、登園自粛が出来ないこともあった。
自粛期間中は、動画配信や定期的な電話連絡等、家庭保育のための支援を行った。

職員に関すること
自粛することが難しい職であるため、職員が感染する、子どもや職員の家族に感染させてしまう不安が常にあった。
本来なら日中幼稚園に通っている子どもたちが保育室を利用することになり、保育士の人数を増やさなければならぬ。休みが取りづらい。
院内保育所ということで、消毒など今まで以上の緊張感を持たなければならないのが、精神的に厳しい。
自粛明け、電車通勤の職員が混雑時に電車などの乗り物で感染しないか不安とのことで、勤務時間を考慮した。
感染リスクに対する不安。どこまでの対策をしていけばいいという明確な基準を示してほしい。
消毒用アルコールの価格の高騰など、必要なアイテムの購入について苦戦した。

運営全般に関すること
感染者や濃厚接触者が出た時の対応について、国や市町村から明確な指示が出ていないため、スタッフが負う業務や責任が大きい。
園児数の減少、感染予防に関する設備投資等、収入減や出費が嵩んだ。利用者減少により収入減少で運営が非常に困難。危機的状況。
院内保育所であるため、濃厚接触者や感染者が出た場合でも休園に出来ない。
日々の消毒作業が大変。換気や消毒、子どもの健康観察などを徹底し、少しでも安心できるように努めた。
イベントの変更中止に対する保護者への通知や対応、準備にとっても手間がかかった。行事中止への判断基準と対応。
認可保育所が登園自粛となった場合の園児の兄弟や臨時の利用などへの対応。

その他
分かりやすいガイドラインが一覧となってサイトなどで見られると良い。日々更新されメールで送られてくる文書にすべて目を通して対応を判断してくのは、とても大変だった。
横須賀市のガイドラインで、濃厚接触者が出た場合は、誰が、何日間休園など、決まりがハッキリしていると動きやすい。
感染予防を徹底するのであれば、行政の決断と対応（保育施設全体共通）が重要。
特に登園自粛は行わなかった。

(2) 認可外保育施設の登園状況

各調査対象日における児童の出席人数と9月1日(火)の児童の出席人数を基準とした、各調査対象日の出席割合は、次のとおりです。

緊急事態宣言発令中の5月12日(火)の児童の出席割合が42%となっており、各調査日の中では一番低い出席割合となっていますが、同様の調査における教育・保育施設と同調査日(5月12日)の児童の出席割合が14%程度であることを踏まえると、認可外保育施設全体としては、登園自粛期間中であっても、比較的、児童の出席割合が高くなっていることが分かります。

これは、事業所内認可保育施設における児童の出席割合が、調査対象日を通じて、ほぼ100%前後で変動がないことにより、全体の児童の出席割合を押し上げているためです。

なお、調査回答のあった事業所内認可外保育施設の多くが看護師等の病院職員を対象とした保育施設であるため、登園自粛期間中であっても、保護者が職場に出勤しなければならず、通常と変わらない児童の出席割合となったことが推察されます。

認可外保育施設における緊急事態宣言発令に伴う登園自粛要請期間及びその後の出席児童数

類型 (回答事業所の数)		4/7 (火)	5/12 (火)	6/2 (火)	7/7 (火)	8/4 (火)	9/1 (火)
一般型 (3か所/9か所中)	出席人数	12人	0人	87人	96人	105人	116人
	出席割合	10%	0%	75%	83%	91%	100%
事業所内 (10か所/24か所中)	出席人数	138人	136人	142人	135人	149人	136人
	出席割合	102%	100%	104%	99%	110%	100%
企業主導型 (6か所/8か所中)	出席人数	51人	10人	36人	55人	60人	59人
	出席割合	86%	17%	61%	93%	102%	100%
幼稚園併設 (2か所/2か所中)	出席人数	1人	0人	1人	29人	7人	35人
	出席割合	3%	0%	3%	83%	20%	100%
合計 (21か所/43か所中)	出席人数	202人	146人	266人	315人	321人	346人
	出席割合	58%	42%	77%	91%	93%	100%

4 今後の運営上の課題への対応

(1) 職員及び施設の対応について

(所見)

概ね教育・保育施設と同様の課題として、「接近・接触を避けることが難しい」、「職員が感染する、子どもや職員の家族に感染させてしまう不安」、「登園自粛の影響により教育・保育の遅れがでることが心配」、「保護者の感染対策や登園自粛に対する意識や理解の温度差」、「日々の消毒作業の大変さ」、「感染者や濃厚接触者が出た時の対応について、国や市町村から明確な指示が出ていないため、スタッフが負う業務や責任が大きい」などの意見が挙げられました。

認可外保育施設における特徴的な課題としては、「院内保育所であるため、濃厚接触者や感染者が出た場合でも休園に出来ない」、「園児数の減少、感染予防に関する設備投資等、収入減や出費が嵩んだ」、「認可保育所等が登園自粛となった場合の園児の兄弟や臨時の利用受け入れなどへの対応」などの意見が挙げられました。

「施設が対応できるガイドライン等の作成」など、教育・保育施設における課題への対応と共通する取り組みを進める必要があると考えます。

(今後の方針)

職員及び施設の不安感や苦慮している事項を軽減するために、施設と市が検討を行い、感染予防、感染者発生時の対応、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」に基づく保育のあり方等施設の判断に役立つようなガイドライン等の作成を進めるようにします。

(2) 情報の伝達について

(所見)

概ね教育・保育施設と同様の課題として、「日々更新されメールで送られてくる文書にすべて目を通して対応を判断してくるのは、とても大変だった」、「分かりやすいガイドラインが一覧となってサイトなどで見られると良い」などの意見が挙げられました。

教育・保育施設に対する対応と同様に、国や県からの通知をメール等により周知する場合には、各施設がその概要を判断できるような情報を添えて、市として伝達する必要があると考えます。

(今後の方針)

教育・保育施設に対する対応と同様に、国、県や市の通知について、迅速に各施設に送付するだけでなく、特に国や県の通知については、送付内容に応じて市がポイントを整理し注釈を付ける等、更にわかりやすい形で情報を伝達し、施設の自主的な判断の助けとなるようにお知らせします。

(3) 新たな業務の発生について

(所見)

概ね教育・保育施設と同様の課題として、「日々の消毒作業が大変」、「消毒用アルコールの価格の高騰など、必要なアイテムの購入について苦戦した」などの意見が挙げられ、施設の衛生管理にかかる業務に職員の労力や物品購入費用の負担が増加している状況が分かりました。国・県の財政支援の動きを注視しながら、市としても財政的な支援について検討する必要があると考えます。

(今後の方針)

教育・保育施設に対する対応と同様に、各施設の負担の現状を踏まえながら、財政的な支援の必要性を検討していきます。

また、国、県による補助金・助成金創設等の動向を注視していきます。